

令和5年2月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和5年2月27日（月）午後2時31分

場所：本庁舎8階 8-1・8-2 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和5年2月27日（月）、本庁舎8階 8-1・8-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 5 番	落 合 喜 治
2 番	三 上 健 一	1 6 番	北 村 利 夫
3 番	井 出 茂 康	1 7 番	吉 川 誠
4 番	齋 藤 義 治	1 8 番	櫻 井 一 雄
5 番	小 林 正 幸	1 9 番	宮 治 時 男
6 番	飯 田 芳 一	2 0 番	佐 川 俊 夫
7 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	加 藤 義 一	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	田 代 恵 美 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 原 豊	2 4 番	神 崎 享 子
1 2 番	加 藤 登	2 5 番	福 岡 則 夫
1 3 番	西 山 弘 行		
1 4 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

1 1 番	山 口 貞 雄
-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	草 柳 真 治	上級主査	永 田 誠
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 74号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 75号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 76号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 77号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 5 議案第 78号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 報告第 21号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について
- 日程第 7 議案第 79号 藤沢市農業委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程の廃止について
- 日程第 8 議案第 80号 藤沢市農業委員会の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正について

開会 午後2時31分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数24名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

コロナも大分出口が見えてきたような感じでございますので、もとの生活に早く戻って、景気の上向きを、これからも期待したいと思います。

最近では、農業もスマート農業ということで、最近テレビ、ラジオでは「スマート農業」という言葉をよく聞きますが、ほかの産業に比べて、いろいろな面でちょっと後れているのですが、最近ではAIを利用したものがいろいろと企画、実現をしているようでございます。

そうした中で、今AIの進歩が物凄いですね。それで、皆さん方も御存じかなと思いますけれども、チャットということがあります、「チャットGPT」ということで、御存じの方いらっしゃいますか。

「聞いたことはあります」という声

これは、チャットと言いますと、Lineを思い出しますが、個人、個人でお互いが話しかける、文章の、言葉のやりとりをするわけですが、このチャットGPTというのは、個人がAIに直接質問をするようなことです。アメリカで去年の11月にできまして、もう1億人以上が登録をしまして、私も登録をしておりますが、このチャットGPTは物すごく優秀です。

話によりますと、アメリカのMBAとか、あるいはアメリカの医師国家試験を、このAIに解かせると、ほとんど合格ラインを超えてしまうということです。

それで、私も登録をしまして、こういう質問をしてみました。

「日本で、農業後継者が減少していますが、どうしたら後継者が増えますか」ということを質問しました。

そうしたら、A I が、まず1つ目としては「農業の魅力をPRする」、あと、「農業教育の充実をもっとしなければいけない」、3つ目には、「やはり何と云っても農業経営の安定化をしなければいけない」、そして、「国の政策をもっと見直さなければいけない」と、A I が答えてくれました。

その次に、「農業の魅力をPRするにはどうしたらいいですか」ということで質問をしてみました。

そうしたら、1つ目として、「オープンファームや農業体験、農業の現実をもっと見せなければいけない」、「SNSを利用して、もっと活発に皆さんに知らせなければいけない」、あるいは「ワークショップやセミナーなど、外に向けてのことをしなければいけない」とか、4つ目には、「地元の農産物をPRすることで、地域とのつながりをもっと密にしなければいけない」ということを言っていました。

次にもう一つ、「農業経営でお金を儲けるにはどうしたらいいですか」と聞きました。

そうしたら、答えが「品質の高い生産物を作りなさい」と、2つ目として「直売やネットショップなど販売チャネルの確立」、3つ目として「ビジネスパートナーの構築」、ビジネスパートナーですから、いろいろな人とパートナーシップを組むということが重要であると。それから4つ目としては、「農業ビジネスの多角化」、いろいろなことを農業の中からやっていかなければいけないのではないかとということでございます。5つ目として、「最新の技術や情報をどんどん活用していかなくてはいけない」ということを、A I は言っていました。

そして、こういうことを毎日質問すると、毎日で答えが少しずつ違ってきます。というのは、A I もいろいろ質問があると、それに対すべく蓄積でいろいろ研究をしているみたいですから、これは日本語を英文にしますので、微妙なところで時々わからない日本語も出てきますけれども、この先、もっといいの

が出てくるだろうと言われていました。

それで今、そのほかにマイクロソフトという会社が、B i n g というチャットの機能を作っているのがありまして、今2つあります。

ですから、これは聞くのはただですから、有料版もありますが、今、無料のものを使っています。

こういうことで、皆さんも事業の参考にできることが何かあるかと思えますので、ぜひとも利用していただきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、それでは、2月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（永田 誠上級主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、15番の落合喜治委員と16番の北村利夫委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、226a。耕作面積、211a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、菖蒲沢、1筆。地目、畑。地積、764㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1人。所有面積、206a。耕作面積、213a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、亀井野、1筆。地目、畑。地積、391㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、182a。耕作面積、529a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川、2筆。地目、いずれも田。地積、2筆合計990㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、380a。耕作面積、366a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川、2筆。地目、いずれも田現況畑。地積、2筆合計510㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

15番、落合委員。

15番（落合喜治委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地は、県道 藤沢・厚木線にある「六地藏」の交差点から北西に約500mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

本件の申請地につきましては、市道 遠藤・宮原線にある「遠藤西の谷」交差点から北に約 50 m の土地になります。

農地の区分は、建築基準法の道路に接しており、水道管及び雨水管が埋設されており、近隣には打越公園と西ノ谷公園があるため、「第 3 種農地」と判断いたしました。

譲受人は、建設業や土木業を営んでおり、これまで、必要な資材は現場に置いており、資材置場を所有しておりませんでした。業務の効率化のため、常置する資材置場を確保する必要がありました。前面道路の幅員も広く、業務エリアにアクセスしやすい申請地が適地であると判断したとのことです。

申請地は、北側と西側が道路、南側が雑種地、東側が宅地になります。

入口は西側で、南側の雑種地との境界には地上高約 10 cm になるようにコンクリートブロック 1 段を設置し、土砂等の流出を防ぎます。東側の宅地との境界には、既存のコンクリートブロックがありますので、それを利用し、被害防除とします。

北側及び西側の道路敷地との境界については、高低差がないため、被害防除は行わないこととします。

敷地内は、一部を除き砕石敷きにして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、隣接地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 75 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 75 号について、承認することに決定をい

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第76号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第76号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

なお、本議案 番号16については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

〔対象委員 退席〕

それでは、本議案 番号16について、事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第4、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号16は、高倉を中心に251aを耕作する委員世帯の更新借受分です。

なお、利用権設定等を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号16について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第77号、番号16について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案 77 号、番号 16 について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

〔対象委員 入室〕

それでは、続きまして、番号 1 から番号 15 及び番号 17 から番号 20 について、事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 続きまして、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号 1 から番号 3 は、用田を中心に 528 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 4 から番号 8 は、葛原を中心に 345 a を耕作する方の更新借受分です。

本件は、先月更新の予定でしたが、申請が遅れたため、新規案件として記載しております。

番号 9 は、瀬郷を中心に 64 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 10 は、用田を中心に 109 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 11 及び 12 は、瀬郷を中心に 109 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 13 は、宮原で 25 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、ジャガイモ等を栽培していく予定となっております。

番号 14 は、遠藤で 336 a を耕作する方の新規借受分で、親族間で貸借する形となります。

番号 15 は、西俣野を中心に 230 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 17 は、高倉で 61 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 18 から 20 は、菖蒲沢を中心に 255 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していく予定となっております。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1から番号15及び番号17から番号20について、意見を求めます。

何かございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第77号、番号1から番号15及び番号17から番号20について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第77号、番号1から番号15及び番号17から番号20について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第78号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第5、議案第78号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

番号1は、打戻や宮原を中心に83aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではブドウを作付けする予定になっております。

番号2は、長後を中心に189aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではキャベツ等を作付けしていく予定となっております。

なお、こちらについても、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —

―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第78号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第78号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、報告第21号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 本件につきましては、まず12ページが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が1件、合計2件となっております。

続きまして、13ページから15ページまでが「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が7件、合計10件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第21号を終了いたします。

次に移ります。

日程第7、議案79号、「藤沢市農業委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程の廃止について」、日程第8、議案第80号「藤沢

市農業委員会の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正について」を一括上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 議案書 16 ページをお開きください。

まず、日程第 7、議案 79 号、「藤沢市農業委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程の廃止について」でございます。

こちらにつきましては、「個人情報の保護に関する法律」は、もともと行政に直接適用されるものではなかったため、藤沢市では、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」というものに基づきまして個人情報を取り扱っておりまして、農業委員会につきましても、「藤沢市農業委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程」に基づきまして取り扱いをしてきましたけれども、今回、「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正されまして、法律が行政に直接適用されることになったことに伴い、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」は廃止されたことから、「藤沢市農業委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程」も廃止するものでございます。

議案書の 17 ページが、告示する（案）となっておりまして、18 ページが、新旧対照表となっております。

続きまして、議案書 19 ページをお開きください。

日程第 8、議案第 80 号「藤沢市農業委員会の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正について」でございます。

こちらにつきましては、情報公開や個人情報の開示請求の受付事務など、従来から市民相談情報課で行ってきたものに関しまして、特に規程で明文化されていなかったものを、改めて規程で定めるものでございます。

20 ページが、告示文の案となっておりまして、21 ページが、新旧対照表となっております。

具体的には、21 ページの表の一番上、藤沢市農業委員会の権限に属する事務の「委任」になっているところを、左側の事務の「委任等」に修正をすると

ておりました。委員の皆様の調査の後、是正指導及び利用意向調査を行い、集計が終了いたしましたので、報告させていただきます。

まず、利用状況調査の結果でございますが、調査対象地が1,044万622.54㎡、そのうち遊休農地が323筆で16万4,529㎡でした。

割合としましては、全体の約1.58%になります。

また、再生困難（非農地判断対象）な荒廃農地は、13筆で1万2,482㎡となります。

遊休農地の解消状況といたしましては、昨年度から100筆、5万1,265㎡が解消しています。

一方で41筆、2万3,922㎡が新規で遊休農地となっております。

続いて、「令和4年度、遊休農地に係る利用意向調査の実施結果」について報告いたします。

調査期間は、農地パトロール後の12月9日～12月28日で、調査対象といたしましては、323筆、16万4,529㎡です。

結果ですが、「農地中間管理機構の利用表明」があったのが113筆、5万8,084㎡。

「自分で管理耕作する」との回答があったのが45筆、2万3,631㎡。

「その他」は26筆、1万1,745㎡。

「未回答」が88筆、4万4,782㎡。

なお、51筆、2万6,287㎡については、農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告書を通知しております。

「今後の対応」につきましては、「農地中間管理機構の利用表明」があった農地については、農地法第35条第1項の規定に基づいて、農地中間管理機構にその旨を通知いたします。

農地中間管理機構の利用表明がなく、意向調査をした時点から6か月経過後に再調査し、遊休状態が解消されない農地につきましては、「固定資産税の課税強化対象（勧告）」となる可能性がございます。

「貸したい」、「売りたい」の希望または「農地中間管理機構の利用表明」

があった農地につきましては、貸付あっせん希望リストを作成し、農業委員会事務局のホームページへの掲載や、農業水産課への情報提供などをして、新規就農者や地域の認定農業者等へのあっせんに利活用する予定となっております。

以上で報告を終わります。

議長（齋藤義治委員） ただいま事務局から農地パトロールに関する報告がございました。委員の皆様方から、何か御意見等ございましょうか。

皆さん方に農地パトロールをしていただきましたが、そのときに「再生困難農地」というのがありますけれども、それを見ている方は何人ぐらいいらっしゃいますか。見えますか。

「見えます」という声

議長（齋藤義治委員） そういうところは、具体的には絶対できないですか。

6番（飯田芳一委員） 大きな重機を使ってやれば直せるかもしれないけれども、今持っているトラクターとか、そういうのでは、ちょっときついかもしれないですね。

議長（齋藤義治委員） そういうのが全部含まれていて再生困難農地ですかね。他の地区ではどうですか、再生困難農地というのは。——そうなってくると、今度は非農地判断というのはどうですか。

事務局（森 大晃主任） おっしゃったとおり、再生困難農地は、非農地判断が妥当な土地になります。

今回、委員さんから再生困難農地として報告いただいた筆のほとんどが農振農用地に指定されておりまして、実際、農地法上、農地として扱わないという判断をしましても、実際、農振法のほうで規制がかかってしまうので、それを除いた筆で、非農地判断をすることを検討しております。

議長（齋藤義治委員） 農振法に絡んだというと、どういうことになるんですか。要するに、農振法の中の非農地判断はできないということですか。

事務局（森 大晃主任） 農地法上、非農地判断という形になりますので、農地法上は農地として見ないのですが、農振法の規制は残ってしまうので、結局、転用ができないという形になってしまいます。

議長（齋藤義治委員）　そういう場所は、ずっと再生困難農地として置いておくわけですか。

事務局（森 大晃主任）　そちらの土地につきましても、所管が農業水産課になりますので、定期見直し等で検討していただくように情報提供はさせていただいております。

議長（齋藤義治委員）　毎年同じように数字が載っかってくるというのは、パトロールをしても、何か気の毒なような感じはするんだけど、皆さん、農地パトロールで何か感ずることはございませんか。

結局、例えば遊休農地で「低利用」とか、「再生可能です」とか、そういうことでいろいろ返事は来るんですが。あまり進んではいけないですよ、その利用は。

どうですか、農地の再利用というのはできていますか。

事務局（森 大晃主任）　実際、後継者不足等で、なかなか難しいところはあるんですけども、農業委員会としましては、新規就農者等に、利用権等の設定のあっせんをしております。

議長（齋藤義治委員）　国のほうは、農地を残せとか、そういうことをよく言っていますが、不思議な現象があるんですよ。

というのは、今、日本の農家、農業従事者というのは122万人いますが、生産量は10年前、20年前とほとんど変わっていないんですよ。農業者はかなり減っていますけれども、生産量は上がっているんです。先ほどもちょっとお話をしましたけれども、トマトなどは、逆に生産量は上がっているんですよ。要するに農家は減っても生産量は減っていないんです。だから、皆さんスーパーに行っても、野菜が品切れをしているということは、まずないと思うんですよ。生産量は上がっていて、でも農家の方はどんどん減っています。

ということは、やはり反当たりの収穫量がどんどん上がっているということも含まれているのかなということは感じますよね。

ですから、日本の食料を、最終的にどのぐらいの人が賄うのかというのは、これは、数年後には、多分100万人を切るのではないかと思うんですよ。ち

ょうど団塊の世代がどんどん減ってきますから、リタイアしていきますから、そうすると、今の平均年齢が68とか67と言っていますから、そういう人たちが70、80になったら、下のほうが少ないわけですから、藤沢市だと20代、30代の農業後継者は、本当に数えるほどですから、そういうことも全部数字的には出ているのですが、やはり今後の、この食料の問題というのは、ある程度真剣に、もっと国のほうで考えないといけないと思います。

だから、私は昔、ある挨拶の中で、日本の農家の人を全部公務員にしたらどうだと言ったことがありました。公務員にして給料を渡して、要するに公務員が野菜を作ったらどうだと言いました。122万人の農業従事者と比べると、公務員の数のほうがよっぽど少ないですから。

そういうことも、食料というものをもっと重要視すれば、という話ですけども、国のほうは、食料よりも、やはり工業、自動車や電機というようなことで、みんなそっちのほうに行っているわけですよ。

だから、これからは、食料問題というのは、もっと真剣に考えてもらわないと、本当に大変なことになるかと思うんですがね。

13番（西山弘行委員） それの問題になるときには、きっと手遅れだと思いますよ。

3番（井出茂康委員） そのとおりだね。

10番（吉原 豊委員） 実際にそうだよ。要は、自分が食えなくなって、初めて、ああ失敗したなって。

1番（井上哲夫委員） 本当に真剣に考えてくれているかどうか、現時点でも、対策そのものが、自給率向上の数字は全然伸びていない、むしろ減っているわけですからね。

13番（西山弘行委員） 現実的に、僕なんかみたいに市街化農地で畑をやっている人間は、農業をやめなさいと言っているんだからね。

議長（齋藤義治委員） それで、議員の人を見ていても、例えば一番身近にいる藤沢市の市会議員ですが、その市会議員は、昔は農業関係者、農家出身の人が5、6人いたんですよ。今は、やっと1人、それも植木の関係の人ですよ。

ですから、一般質問にしても、何の質問にしても、藤沢市の農業について質

問する人はいないですよ。この間も、農協の人と話したんだけど、農協関係でも、市議員なり県議員なり国会議員を出したほうがいいのではないかとすることは言っておいたんですよ。そうじゃないと実態がわからないですよ。

ですから、昔は――昔のことを言うとおかしいですけども、この農業委員会の総会にも、4人ぐらいは、要するに議会推薦で来ていたんですよ。みんな農業のわかる人で、農家の人でした。ですから、それで、ここで聞いた話を膨らまして、市議会で質問するとか、県会で質問するとかということをやったわけですけども、今は、もうほとんどいないですよ。

本当に実態を知ってもらわないと……。

3番（井出茂康委員） 国の施策そのものも、農業をする者は大規模にやるものだというような方向性に向かっていますからね。

議長（齋藤義治委員） そうですね。いろいろ世間話みたいなことになりましたけれども、草柳主幹

事務局（草柳真治主幹） 2点ほど御報告させていただきます。

まず、1点目が、今度、委員の改選を控えまして、新しい委員さんを、3月1日～3月31日までに正式に募集することにいたしました。1日前の明日から推薦用紙とかを配付いたします。ホームページからもダウンロードできる予定ですので、御承知おきいただければと思います。

事務局（永田 誠上級主査） 私から、令和4年度の第2回湘南地区農業委員会連合会の研修会の関係で、お話をさせていただきます。

日時は、2023年3月1日の水曜日、あさってです。午後2時からになっておりますけれども、受付時間は1時30分から行います。1時30分から受付をやっていますので、よろしくお願ひします。

場所につきましては、藤沢商工会館ミナパークの3階の302・303会議室になります。

内容としましては、タブレット端末の操作等についてという形で、2時間ぐらいを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、お車で来られる場合には、藤沢市役所の朝日町の駐車場を御利用いた

だくようお願いいたします。ミナパークの駐車場もございますけれども、有料になってしまいますので、前回と同じような形で、藤沢市の朝日町の駐車場を御利用ください。よろしくようお願いいたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　ほかの委員の方から、何か御意見等がございますか。

（意見等　なし）

それでは、以上をもちまして2月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会　午後3時43分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)